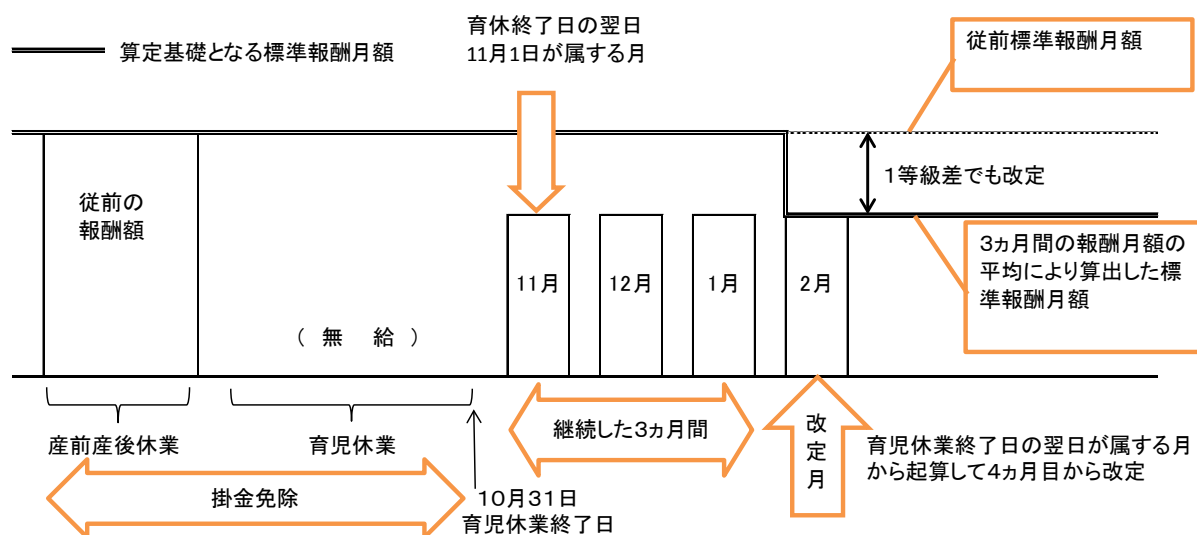


## 育休終了時改定とは？

育児休業等を終了した組合員が、育児休業終了日にその育児休業にかかる3歳に満たない子を養育する場合において、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間（支払基礎日数が17日未満の月は除く）に受けた報酬平均による標準報酬等級と従前等級に1等級でも差がある場合に改定

※育児休業が終了し、職場復帰後の勤務形態が「育児短時間勤務」や「部分休業」等により報酬が低下した場合が想定されます。



### 《育児休業終了時改定の条件》

- ① 組合員本人から申し出があつていること
- ② 育休終了日において3歳に満たない子を養育していること
- ③ 育休終了日の翌日に産前産後休業を開始していないこと
- ④ 支払基礎日数が17日未満の月は算定基礎月から除くこと

### 《育児休業終了時改定の適用期間》

育児休業終了日の翌日から4ヵ月目から改定し、その年の8月31日（7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては翌年の8月31日）まで適用されます。

※産休終了時改定も同様の制度となります。